

令和5年第2回小山町議会5月臨時会会議録

令和5年5月12日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時23分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	高橋 正彦君
理 事	湯山 博一君	企 画 総 務 部 長	小野 一彦君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	長田 忠典君
経 済 産 業 ス ポ ー ツ 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君
総 務 課 長	渡邊 徹君	税 務 課 長	渡辺 史武君
住 民 課 長	野木 雅代君	農 林 課 長	湯山 光司君
こども未来課長	坂本 竹人君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 山口 紘史君

会議録署名議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君

閉 会 午後1時43分

(議 事 日 程)

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第2号 議長選挙について
- 日程第3 選挙第3号 副議長選挙について
- 日程第4 議席の指定について
- 日程第5 会議録署名議員の指名について
- 日程第6 会期の決定について
- 日程第7 常任委員会委員の指名について
- 日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第9 議会運営委員会委員の指名について
- 日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について
- 日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度小山町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第17 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第18 同意第1号 小山町監査委員の選任について
- 日程第19 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○**議会事務局長（後藤喜昭君）** 議会事務局長の後藤喜昭です。本会議に入る前の日程につきましては、私の方から進行をさせていただきます。

初議会に際しまして、込山町長から御挨拶をいただきます。町長、よろしくお願いいたします。

○**町長（込山正秀君）** おはようございます。4年振りに帰ってきました。よろしくお願いいたします。

令和5年5月臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

私は4月23日に執行されました小山町長選挙において町民の皆様に信任され、第31代小山町長に就任いたしました。

私は平成23年から2期8年間小山町長を務め、未来拠点事業を始めとする様々な事業に取り組みました。事業を完成させるため3選を目指しましたが、残念ながら町民の皆様のご支持を十分に得られませんでした。

しかし、その日から私は寝ても覚めても小山町のことを考え続けました。多くの人々と話をし、意見を伺い、小山町を元気にするためにどうしたら良いのかを考え続けた4年間でございました。

一町民として外から見たこの4年間の小山町は、新型コロナウイルスの影響も有りましたが、停滞という言葉で表現する以外ない状態でありました。未来拠点事業の成果が表れ始めたものもありますが、全体としてはスピード感を失い、事業によっては頓挫してしまうのではないかと感じる程でございました。

この状況を変えなければいけない。今度こそ事業の総決算を実現し小山町を元気にする。そのように決意し、町長選挙への立候補を決めました。

「おやま、再稼働」、この言葉に私の小山町への思いの全てを乗せました。

今回、様々な人達と意見交換し、小山町を元気にするための様々な道筋を政策提言としてまとめ、選挙において町民の皆様のご信任を頂きました。私の掲げた政策提言は多くの町民の方々に届いたものと考えております。

私は、政策提言の中で、一丁目一番地に「子育て教育100年の計への挑戦」を掲げました。

折しも、社人研の将来推計では、50年後の2070年には日本の人口が3割減少し、8700万人になると発表がありました。出生数は50万人を下回り、高齢化率は41%に到達するとのこと。これらは、全て少子化に端を発しております。小山町の子育て環境を何とかしなければならない。教育環境を何とかしなければならない。小山町を元気にするということは、すなわち子育て教育、言い換えれば未来に投資をすることであると私は考えております。また、政策提言に掲げた「行政DX・行財政改革への挑戦」「SDGs未来都市への挑戦」「活気あふれる町・地域への挑戦」「健康文化都市への挑戦」「観光立町への挑戦」「三来拠点事業総仕上げに挑戦」「安心安全な防災先進都市への挑戦」「小山町の歴史の次世代への継承に挑戦」はその全てが小山町の未来への投資であり、その総まとめが「子育て教育100年の計への挑戦」に繋がり、ひいては高齢者が生きがいをもって暮らせる環境づくりに寄与するものと考えております。

今後は、小山町を再稼働し、元気にするためにも、マニフェストとして掲げた91項目にわたる事業の早期実現に取り組んでまいりたいと思います。

小山町議会議員の皆様方におかれましては、皆様それぞれに町の進むべき道筋を明確にしたいとの強いご意志により、今回立候補されご当選されたものと理解しております。

私は、町長と議会、その立場に違いはありますが、町を思う気持ちに違いは無いものとも認識しておりますし、町政を推進し、町を元気にするために、しっかりと議論を交わしてまいりたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（後藤喜昭君）** ありがとうございました。

ここでご報告申し上げます。

教育長は公務のため、会議を欠席されておりますが、公務終了後、出席されますので、あらかじめご了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

次に、幹部職員等の紹介となります。紹介は、各部局等ごとに部長級職員が行います。それでは、よろしくお願いいたします。

（幹部職員が演壇前に並ぶ）

○**理事（湯山博一君）** 人口政策推進、フロンティア推進を担当いたします理事の湯山博一と申します。よろしくお願いいたします。人口政策課長の石田洋丈です。

○**人口政策課長（石田洋丈君）** 石田です。よろしくお願いいたします。

○**理事（湯山博一君）** フロンティア推進課長の岩田幸生です。

○**フロンティア推進課長（岩田幸生君）** 岩田です。よろしくお願いいたします。

○**理事（湯山博一君）** 以上です。よろしくお願いいたします。

○**企画総務部長（小野一彦君）** 企画総務部長の小野一彦と申します。企画総務部におきましては、4課が属しております。まず最初に、企画政策課長の勝又徳之です。

○**企画政策課長（勝又徳之君）** 勝又です。よろしくお願いいたします。

○**企画総務部長（小野一彦君）** 続きまして、地域振興課長の小野正彦です。

○**地域振興課長（小野正彦君）** 小野です。よろしくお願いいたします。

○**企画総務部長（小野一彦君）** 続きまして、総務課長の渡邊徹です。

○**総務課長（渡邊徹君）** 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○**企画総務部長（小野一彦君）** 続きまして、総務課に属しておりますが、公共施設マネジメント担当参事の山本尚毅です。

○**公共施設マネジメント担当参事（山本尚毅君）** 山本です。よろしくお願いいたします。

○**企画総務部長（小野一彦君）** 続きまして、税務課長の渡辺史武です。

○**税務課長（渡辺史武君）** 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○**企画総務部長（小野一彦君）** 最後になりますが、参事級職員ではございませんが、総務課の総務法規・監査班の班長をしております砂山健秀です。

- 総務課 総務法規・監査班長（砂山健秀君） 砂山です。よろしくお願いいたします。
- 企画総務部長（小野一彦君） 以上の体制で頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 危機管理局長（遠藤正樹君） 危機管理局長の遠藤正樹です。よろしくお願いいたします。危機管理局と小山消防署の幹部職員の紹介をさせていただきます。まず、危機管理局防災担当参事の伊藤嘉代子でございます。
- 防災担当参事（伊藤嘉代子君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。
- 危機管理局長（遠藤正樹君） 続きまして、危機管理局防災専門監の永井利弘でございます。
- 防災専門監（永井利弘君） 永井です。よろしくお願いいたします。
- 危機管理局長（遠藤正樹君） 最後に小山消防署長の野木幹雅でございます。
- 小山消防署長（野木幹雅君） 野木です。よろしくお願いいたします。
- 危機管理局長（遠藤正樹君） 以上でございます。1年間よろしくお願いいたします。
- 住民福祉部長（長田忠典君） 住民福祉部長の長田忠典と申します。よろしくお願いいたします。それでは住民福祉部の幹部職員を紹介させていただきます。初めに福祉長寿課長の杉山則行でございます。
- 福祉長寿課長（杉山則行君） 杉山です。よろしくお願いいたします。
- 住民福祉部長（長田忠典君） 住民課長の野木雅代でございます。
- 住民課長（野木雅代君） 野木です。よろしくお願いいたします。
- 住民福祉部長（長田忠典君） 健康増進課長の山本智春でございます。
- 健康増進課長（山本智春君） 山本です。よろしくお願いいたします。
- 住民福祉部長（長田忠典君） 暮らし環境課長の鈴木新一でございます。
- 暮らし環境課長（鈴木新一君） 鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 住民福祉部長（長田忠典君） 以上です。よろしくお願いいたします。
- 経済産業スポーツ部長（高村良文君） 経済産業スポーツ部長の高村良文でございます。よろしくお願いいたします。それでは経済産業スポーツ部の管理職の紹介をさせていただきます。経済産業スポーツ部専門監の池谷精一専門監です。
- 経済産業スポーツ部専門監（池谷精一君） 専門監の池谷です。よろしくお願いいたします。
- 経済産業スポーツ部長（高村良文君） 観光スポーツ交流課長の湯山浩二です。
- 観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 湯山です。よろしくお願いいたします。
- 経済産業スポーツ部長（高村良文君） 商工振興課長の長田孝代です。
- 商工振興課長（長田孝代君） 長田です。よろしくお願いいたします。
- 経済産業スポーツ部長（高村良文君） 農林課長の湯山光司です。
- 農林課長（湯山光司君） 湯山です。よろしくお願いいたします。
- 経済産業スポーツ部長（高村良文君） 以上です。よろしくお願いいたします。

○都市基盤部長（清水良久君） 都市基盤部長の清水良久と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは都市基盤部の幹部職員を紹介させていただきます。初めに都市整備課長の遠山洋行です。

○都市整備課長（遠山洋行君） 遠山です。よろしくお願ひいたします。

○都市基盤部長（清水良久君） 続きまして建設課長の込山次保です。

○建設課長（込山次保君） 込山です。よろしくお願ひいたします。

○都市基盤部長（清水良久君） 最後となります。上下水道課長の山口幸治です。

○上下水道課長（山口幸治君） 山口です。よろしくお願ひいたします。

○都市基盤部長（清水良久君） 以上が都市基盤部の幹部職員となります。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（大庭和広君） 教育次長の大庭和広と申します。よろしくお願ひいたします。それでは教育委員会事務局の幹部職員をご紹介します。初めに学校教育課長の伊藤和彦です。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 伊藤です。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（大庭和広君） 続いて学校教育課、学校教育専門監の井上幹夫です。

○学校教育専門監（井上幹夫君） 井上です。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（大庭和広君） 続いてこども未来課長の坂本竹人です。

○こども未来課長（坂本竹人君） 坂本です。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（大庭和広君） 同じくこども未来課、統括園長の青木元広です。

○統括園長（青木元広君） 青木です。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（大庭和広君） 最後に生涯学習課長の勝俣暢哉です。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 勝俣です。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（大庭和広君） 以上となります。よろしくお願ひいたします。

○企画総務部長（小野一彦君） それでは最後に、私の方から紹介させていただきます。会計管理者兼会計収納課長の渡邊辰雄です。

○会計管理者兼会計収納課長（渡邊辰雄君） 渡邊です。よろしくお願ひいたします。

○企画総務部長（小野一彦君） 北郷支所長の武藤浩です。

○北郷支所長（武藤浩君） 武藤です。よろしくお願ひいたします。

○企画総務部長（小野一彦君） 足柄支所長の長田和也です。

○足柄支所長（長田和也君） 長田です。よろしくお願ひいたします。

○企画総務部長（小野一彦君） 須走支所長の鈴木辰弥です。

○須走支所長（鈴木辰弥君） 鈴木です。よろしくお願ひいたします。

○企画総務部長（小野一彦君） 職員の紹介は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（後藤喜昭君） ありがとうございました。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっており

ます。

それでは、年長の藺田豊造議員を御紹介いたします。藺田豊造議員、議長席へお着き願います。

(臨時議長 藺田豊造君議長席に着く)

○臨時議長(藺田豊造君) ただいま紹介をいただきました藺田豊造でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

お諮りします。このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽に浴し、議席を得たのですが、初対面の方もあると思いますので、この際、自己紹介をお願いしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(藺田豊造君) 御異議がないようですので、それでは、ただいまより、現在御着席の議席番号順に、順次自席で自己紹介をお願いします。

○池谷 元君 池谷 元でございます。新人議員でございます。出身は小山町湯船でございます。どうぞよろしく願います。

○石原和美君 この度、初当選させていただきました石原和美です。住まいは用沢でございます。どうぞよろしく願います。

○岩田治和君 岩田治和です。よろしく願います。

○臼井光昭君 おはようございます。新人議員の臼井光昭です。小山4区に住んでおります。どうぞよろしく願います。

○遠藤豪君 遠藤豪でございます。3期目になります。よろしく願います。

○小林千江子君 小林千江子です。2期目になります。どうぞよろしく願います。

○鈴木 豊君 鈴木 豊です。3期目となります。足柄地区の出身でございます。よろしく願います。

○平野正紀君 おはようございます。新人議員の平野正紀と申します。住まいは足柄の向方になります。どうぞよろしく願います。

○牧野恵一君 おはようございます。用沢のオールドルーキー議員の牧野恵一です。よろしく願います。

○室伏辰彦君 おはようございます。室伏辰彦です。2期目になります。どうぞよろしく願います。

○米山千晴君 おはようございます。須走の米山千晴です。よろしく願います。

○渡辺悦郎君 須走の渡辺悦郎でございます。よろしく願います。

○藺田豊造君 足柄から来ました藺田豊造です。よろしく願います。

議 事

午前10時23分 開会

○臨時議長（菌田豊造君） ただいま出席議員数は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和5年第2回小山町議会5月臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（菌田豊造君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 選挙第2号 議長選挙について

○臨時議長（菌田豊造君） 日程第2 選挙第2号 議長選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（菌田豊造君） ただいま、投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

（議 場 閉 鎖）

○臨時議長（菌田豊造君） ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、池谷 元君及び石原和美君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（菌田豊造君） 異議なしと認めます。したがって、立会人に池谷 元君及び石原和美君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投 票 用 紙 配 付）

○臨時議長（菌田豊造君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。

（投 票 箱 点 検）

○臨時議長（菌田豊造君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

○臨時議長（菌田豊造君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

池谷 元君及び石原和美君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（菌田豊造君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 3 票

うち、有効投票 1 3 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

遠藤 豪君 8 票

渡辺悦郎君 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、遠藤豪君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 解 放)

○臨時議長（菌田豊造君） ただいま議長に当選された遠藤豪君が議場におられますので、小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました遠藤豪君に挨拶をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 一言御挨拶を申し上げます。

この度、議長に選出されましたことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重大さを痛感するとともに、身が引き締まる思いでございます。

コロナ禍も5類感染症へと移行され、ウィズコロナ、あるいはアフターコロナの中、我が国における社会経済情勢は、大きな変革の時期を迎えており、それに伴って、小山町議会を取り巻く環境の変化も著しいものがございます。

地方分権社会を真のものとするため、また町政の発展と、町民福祉の向上を図るために、議会本来の役割である政策形成や執行機関の監視といった機能の強化とともに、住民に親しまれ、信頼される議会の実現に向け、町議会の公正で公平な運営に誠心誠意努力してまいる所存でございます。どうぞ皆様方の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。

なお、議員諸氏に申し上げさせていただきます。議会は議論の場でございます。活発な議論を

期待しております。ただし、会議規則等、決められた規則がございますので、それに則った形での会議をお願いしたいと思います。

以上で、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（**菌田豊造君**） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

遠藤 豪議長、議長席にお着き願います。

（議長 遠藤 豪君議長席に着く）

○議長（**遠藤 豪君**） ただいまから議長の職務を行います。どうかよろしく願いいたします。

日程第3 選挙第3号 副議長選挙について

○議長（**遠藤 豪君**） 日程第3 選挙3号 副議長選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか、御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（**遠藤 豪君**） ただいま、投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（**遠藤 豪君**） ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、池谷 元君及び石原和美君を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**遠藤 豪君**） 異議なしと認めます。したがって、立会人に池谷 元君及び石原和美君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投 票 用 紙 配 付）

○議長（**遠藤 豪君**） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、投票箱の点検をお願いします。

（投 票 箱 点 検）

○議長（**遠藤 豪君**） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(遠藤 豪君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

池谷 元君及び石原和美君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(遠藤 豪君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

うち、有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

岩田治和君 8票

室伏辰彦君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、岩田治和君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○議長(遠藤 豪君) ただいま副議長に当選された岩田治和君が議場におられます。小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました岩田治和君、挨拶をお願いいたします。

○副議長(岩田治和君) 岩田治和でございます。議員の皆様の多くの信認を得まして、副議長を拝命することになりましたので、よろしくをお願いいたします。

私は議長を応援する立場でありますので、私の主張は控えめに行いたいと思いますが、公平、公正の精神に基づき、更に住民視線に則り、今後の議会を繁栄させるよう努力していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第4 議席の指定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第4 議席の指定についてを行います。

議席の指定方法は、会議運営等規程第2条別表第1第2項第3号の規定により、当選回数のない順とし、当選回数と同じ場合は抽選により決定します。当選回数別の50音順に、職員が持ち回る抽選棒を自席で引いていただき、その番号を議席とします。なお、正・副議長の議席は、会議運営等規程第2条別表第1第2項第4号の規定により、最終番号の議席を議長、その前の番号議席を副議長とします。すなわち、議長13番、副議長12番としますので御了承願います。

これをもって、会議規則第4条第1項の規定による議席の指定とします。

それでは、抽選を行います。

(議席の抽選)

○議長(遠藤 豪君) 抽選は終わりました。

抽選の結果を事務局長から発表します。

○議会事務局長(後藤喜昭君) それでは、報告をいたします。

1番 石原 和美議員	2番 池谷 元議員
3番 平野 正紀議員	4番 牧野 恵一議員
5番 臼井 光昭議員	6番 小林千江子議員
7番 室伏 辰彦議員	8番 鈴木 豊議員
9番 藺田 豊造議員	10番 渡辺 悦郎議員
11番 米山 千晴議員	12番 岩田 治和議員
13番 遠藤 豪議長	

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) ただいま発表のとおり、議席を指定します。

ここで、議席の名札の整理と席替えをいたしますので、暫時休憩とします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

○議長(遠藤 豪君) ここから休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでご報告いたします。

教育長は公務が終了しましたので、ただいまから会議に出席します。

それではここで、特別職の紹介を行います。教育長は演壇の前へお進みください。

それでは自己紹介をお願いいたします。

○教育長(高橋正彦君) 教育長の高橋正彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(遠藤 豪君) ありがとうございます。教育長は席へお戻りください。

日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長(遠藤 豪君) 日程第5 会議録署名議員の指名についてを行います。

本臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、1番 石原和美君、2番 池谷 元君を指名します。

日程第6 会期の決定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第6 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、会期は5月12日、本日1日と決定しました。

なお、会期中の審議予定表及び議案をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

日程第7 常任委員会委員の指名について

○議長(遠藤 豪君) 日程第7 常任委員会委員の指名についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。ここで暫時休憩にして、その間に煮詰めていただき、煮詰めのできたところで議長が指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、常任委員の指名は休憩中に煮詰めて願い、煮詰めのできたところで議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、煮詰め願った結果を、事務局長から報告させます。

○議会事務局長(後藤喜昭君) それでは、休憩中に煮詰めにしました委員会構成を報告いたします。

初めに、総務建設委員は、

池谷 元議員、平野正紀議員、牧野恵一議員、鈴木 豊議員、渡辺悦郎議員、米山千晴議員、遠藤 豪議長。

次に、文教厚生委員は、

石原和美議員、臼井光昭議員、小林千江子議員、室伏辰彦議員、藺田豊造議員、岩田治和議員。

次に、広報公聴委員は、

池谷 元議員、平野正紀議員、臼井光昭議員、小林千江子議員、渡辺悦郎議員、岩田治和議員。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) お諮りします。ただいま報告のとおり、常任委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、総務建設委員の7名には、池谷 元君、平野正紀君、牧野恵一君、鈴木 豊君、渡辺悦郎君、米山千晴君、遠藤 豪君。

文教厚生委員の6名には、石原和美君、臼井光昭君、小林千江子君、室伏辰彦君、藺田豊造君、岩田治和君。

広報公聴委員の6名には、池谷 元君、平野正紀君、臼井光昭君、小林千江子君、渡辺悦郎君、岩田治和君。以上の諸君をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。私の所属している常任委員会は総務建設委員会ですが、議長は議会全体の統制や議事の整理者として職務を行うべきと考え、この際、総務建設委員を辞退したいと思います。これに同意願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) それでは、総務建設委員を辞退させていただきます。

日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長(遠藤 豪君) 日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会においてそれぞれ委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、各常任委員会ごとに推選を願い、それをもって本会議における選任としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、常任委員会の委員長及び副委員長は、各常任委員会で推選された者を選任することを決定しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それではここで、各常任委員会で推選された委員長及び副委員長を、事務局長から報告させます。

○議会事務局長(後藤喜昭君) それでは、休憩中に煮詰めをしました常任委員会委員長及び副委員長を報告いたします。総務建設委員長に米山千晴議員、総務建設副委員長に渡辺悦郎議員、文教厚生委員長に小林千江子議員、文教厚生副委員長に臼井光昭議員、広報公聴委員長に渡辺悦郎議員、広報公聴副委員長に小林千江子議員。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。ただいま報告のとおり、総務建設委員長に米山千晴君、総務建設副委員長に渡辺悦郎君、文教厚生委員長に小林千江子君、文教厚生副委員長に臼井光昭君、広報広聴委員長に渡辺悦郎君、広報広聴副委員長に小林千江子君を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、総務建設委員長に米山千晴君、総務建設副委員長に渡辺悦郎君、文教厚生委員長に小林千江子君、文教厚生副委員長に臼井光昭君、広報広聴委員長に渡辺悦郎君、広報広聴副委員長に小林千江子君、以上の諸君が選任されました。

日程第9 議会運営委員会委員の指名について

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議会運営委員会委員の指名についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員は議長が会議に諮って指名することになっております。委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会の委員の定数は6名です。

お諮りします。議会運営委員会委員に、

3番 平野正紀君 6番 小林千江子君 7番 室伏辰彦君

8番 鈴木 豊君 11番 米山千晴君 12番 岩田治和君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に、3番 平野正紀君、6番 小林千江子君、7番 室伏辰彦君、8番 鈴木 豊君、11番 米山千晴君、12番 岩田治和君、以上の諸君を指名することに決定いたしました。

日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議会において議会運営委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、議長が推選し、それをもって本会議における選任といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議長が推薦することに決定しました。

それでは、ここで議会運営委員会委員長に鈴木 豊君、副委員長に室伏辰彦君を推選します。

お諮りします。ただいま推選しましたとおり、委員長に鈴木 豊君、副委員長に室伏辰彦君を

選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長に鈴木 豊君、副委員長に室伏辰彦君が選任されました。

日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について

○議長(遠藤 豪君) 日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合同約第5条及び第6条第1項の規定により、小山町議会から議員5名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は、従来からの慣例により、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。推選の方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に、

1番 石原和美君 4番 牧野恵一君 5番 臼井光昭君

8番 鈴木 豊君 9番 菌田豊造君

以上5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました5名を、御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、1番 石原和美君、4番 牧野恵一君、5番 臼井光昭君、8番 鈴木 豊君、9番 菌田豊造君が、御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました石原和美君外4名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合規約第5条の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員については、従来から関係市町の申し合わせもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、駿東地区交通災害共済組合議会議員に遠藤 豪議員が当選しました。

日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合規約第6条第1項の規定により、小山町長及び小山町議会の議員の中から、組合議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿豆学園管理組合議会議員については、令和5年度から管理運営体制の見直しを行うこととしており、議会議員から選任するよう組合から依頼がありました。このことから、議長を指名し、当選人としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、駿豆学園管理組合議会議員に遠藤 豪議員が当選しました。

日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されました。このため、地方自治法の規定により、小山町税条例の一部を改正するものであり、本年3月31日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、企画総務部長から、補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 企画総務部長です。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。

これに伴い、地方税法に基づく条例である小山町税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ令和5年4月1日とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、固定資産税、軽自動車税等の改正をするものです。

主な改正点についてご説明します。

はじめに条例改正資料新旧対照表の15ページから18ページにかけての固定資産税の附則第10条の2及び3について説明します。

これは、固定資産税の負担軽減に関するもので、長寿命化に資するマンションの大規模修繕工事、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械、装置等の償却資産の導入及び耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額について、それぞれの負担軽減措置を創設及び適用期限の延長をするものです。

次に22ページから26ページにかけての軽自動車税の附則第15条の2、15条の6及び16条について説明します。

これは、環境性能割の税率区分の見直し及び種別割のグリーン化特例の延長に関するものになります。環境性能割の税率区分の見直しについては、電気自動車等の一層の普及促進を図るため、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げると共に半導体不足等の状況を踏まえ、新たな税率区分の適用開始日を令和5年4月1日から令和6年1月1日に延期するものです。

種別割のグリーン化特例の延長については、環境性能に優れた電気自動車等を新車で取得した場合における現行の経過措置について、適用期限を3年延長するものです。

その他の改正につきましては、今回の地方税法等の改正に合わせて、文言整理の他、所要の規

定の整備及び削除等を行なったものであります。

説明は、以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定しました。

日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が、本年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されました。

このため、地方自治法の規定により、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、本年3月31日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、住民福祉部長から、補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明を求めます。住民福祉部長 長田忠典君。

○住民福祉部長（長田忠典君） 住民福祉部長です。承認第2号専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されました。

これに伴い、地方税法に基づく条例である、小山町国民健康保険税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ本年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める

ものであります。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであります。

条例改正資料、新旧対照表の28ページをご覧ください。

第2条及び第23条におきまして、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を2万円引き上げ22万円とするものであります。

次に29ページをご覧ください。

第23条第2号及び次のページ第3号におきまして、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を変更するものであります。5割軽減では5千円増額し29万円に、2割軽減では1万5千円増額し53万5千円とするものであります。

あわせて、文言の整理を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町一般会計補正予算（第1号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町一般会計補正予算（第1号））についてであります。

本案は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業を速やかに実施するため、地方自治法

第179条第1項の規定により、令和5年度一般会計補正予算（第1号）を、令和5年4月25日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

なお、企画総務部長から、補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 企画総務部長です。承認第3号 専決処分の承認を求めます。について（令和5年度小山町一般会計補正予算（第1号））であります。

この専決処分につきましては、国において令和5年3月28日に閣議決定された、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について概要が示され、可能な限り5月末までに支給するものとされたことから、その給付事業を速やかに開始するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ772万3千円を追加し、予算の総額を124億8千772万3千円とするものであります。

はじめに、歳入について、ご説明申し上げます。

6ページ、16款2項2目民生費国庫補助金を、772万3千円増額しますのは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を見込むものであります。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

7ページ、3款3項1目児童福祉総務費説明欄（6）子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を772万3千円増額しますのは、給付を見込む特別給付金650万円のほか、電算処理委託110万円などの事務費が主なものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第17 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））についてであります。

本案は、小山町木質バイオマス発電所の火災等による収入不足の累積により、令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計の歳入が歳出に対して不足することから、令和5年度の歳入を繰り上げて充用するため、令和5年度木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）を、令和5年4月25日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

なお、経済産業スポーツ部長から、補足説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明を求めます。経済産業スポーツ部長 高村良文君。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））についてであります。

本件は、令和4年度木質バイオマス発電事業特別会計の予算に不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により令和5年度の歳入を繰上充用し、歳入不足を補填する令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月25日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

別冊の補正予算書2ページを御覧下さい。

今回の補正の内容は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2千551万6千円を追加し、予算の総額を8千324万6千円とするものであります。

初めに歳入について御説明いたします。6ページを御覧下さい。

1款1項1目売電収入を2千551万6千円増額いたしますのは、売電収入の増額を見込むものであります。

次に歳出について御説明いたします。7ページを御覧下さい。

4款1項1目繰上充用金の内、説明欄（2）繰上充用金を2千551万6千円増額いたしますのは、令和4年度の木質バイオマス発電事業特別会計の予算に繰上充用するものであります。

説明は、以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は、日程第17 承認第4号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)について、反対の趣旨で討論を行います。

この事業において、事業開始以来毎年赤字を出していて、これを補う財源が無いので、翌年度の予算から繰り上げて充用するという会計処理を繰り返しているのは、地方自治法の趣旨を誤用した不適切な会計処理である、という観点で反対するものであります。

地方自治法208条第2号で「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」となっており、当該年度の歳出は当該年度の収入をもって賄わなければならないのであります。しかるにこの事業においては事業開始以来黒字になったことはなく、赤字を繰り返しているという点では、杜撰な事業運営だとのそしりは免れません。

役場当局は今回の専決の説明で言うように、木質バイオマス発電事業において、通常の方法では赤字を埋める手段が無い、つまり会計年度終了までに赤字の解消が図れないので、令和4年度の赤字を令和5年度の予算を融通して穴埋めしようとしているのであります。

確かに、地方自治法の特例として当年度の収入不足を翌年度の予算を以て補う繰り上げ充用の手段はありますが、大原則に反する会計処理でありますから、この手段を使う場合は様々な条件が必要であります。

地方公務員のバイブルである地方自治法の解説書、逐条地方自治法第9次改訂版 学陽書房発行ですけれども、この中で、繰り上げ充用の措置をするに当たっての留意点について次のように述べています。「繰り上げ充用をするような団体は、財政の再建のための計画を樹立しこれを誠実に実施して速やかに財政の立て直しを図るべきである。」と。

要するに、繰り上げ充用とは、財政破綻の危機に瀕した自治体に対する緊急避難的な特例であるので、この方法を採るに当たっては木質バイオマス発電事業の存否を含めた科学的で真摯な議論をしなければならなかったのであります。

ところが、小山町役場当局は、5年連続で毎年2千万円余の赤字を繰り上げ充用で補ってきているのです。木質バイオマス発電事業の赤字対策に町民はいくら税金を払うことになるのでしょうか。

小山町が、繰り上げ充用という地方自治法の特例を何の反省もなく5年連続で使用している現状に警鐘を鳴らし、小山町行政の健全化を願い、承認第4号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)について反対するものであります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 承認第4号 専決の承認を求めることについて（令和5年度 小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））について、賛成の立場から発言いたします。

本町が進める木質バイオマス発電事業については、防災面や林業振興のみならず、再生可能エネルギーの活用として町がリーダーシップを持ち、取り組んでいる事業であります。

しかしながら、収支状況を鑑みますと、火災事故により長期間運転停止や、その間の売電による収入が得られなかったなどから、収入不足が生じているため、当該年度で解消することは困難な状況ではあります。

一方で、令和4年度は見直しを基に順調に稼働していること、また今後の計画では売熱収入など、歳入改善の見込みがあること等、町は電気事業経営戦略を策定し、その歩みを着実に進めております。

一般財源を投入せずに、計画的な起債の返済を行っていくことを考えますと、地方自治法で定められた繰上充用の手続きを行い、運営を行うことは、本事業において私は必要な措置であると考えます。

もちろん、議会といたしましては、単なる予算の繰上充用の乱用を行うということでは無く、今後も常に厳しくチェックしていくことは必要です。

気候変動、社会情勢、刻々とその様は変貌を遂げております。この事業が将来、本町の防災、林業振興及び環境施策の一翼を担う事業として、今後もしっかりと町に進めていただきたいことから、本案に対し賛成をするものであります。

○議長（遠藤 豪君） 次に本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

次に本案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第18 同意第1号 小山町監査委員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 同意第1号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条に規定によって、藺田豊造君の退場を求めます。

（藺田豊造君 退場）

○議長（遠藤 豪君） 町長から、提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員は、議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから、それぞれ選任することとされております。

ご承知のとおり、議員から選任されております監査委員の任期が、令和5年4月30日で満了となりましたので、新たに選任をお願いするものであります。

ご提案申し上げました菌田豊造議員は、人格、識見ともに優れている方で、委員として適任者でございますので、ご審議の上、ご同意賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は令和9年4月30日までとなります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 町長の説明は終わりました。

これから質疑を行います。町長の説明に対し、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員であります。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

ここで菌田豊造君の入場を求めます。

（菌田豊造君 入場）

○議長（遠藤 豪君） ただいま議題となりました小山町監査委員の選任の件について、菌田豊造君が議場におられますので、同意された旨告知します。

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

広報広聴委員長から、会議規則第76条の規定により、議会広報及び議会報告会等に関する調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。この調査期間は、委員の任期中であります。

お諮りします。広報広聴委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、広報広聴委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(遠藤 豪君) 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第76条の規定により、議会運営の効率化及び議長の諮問等に関する調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。この調査期間は、委員の任期中であります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これにて会議を閉じ、令和5年第2回小山町議会5月臨時会を閉会といたします。

午後1時43分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

臨時議長	藺田豊造
議会議長	遠藤豪
署名議員	石原和美
署名議員	池谷元